みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第555号)

2021年6月18日 | みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部

~当局政策関連~

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 直近の重要政策

産業政策

- √ 『文化・観光業の第 14 次五力年発展計画』の発表に関する文化観光部の通知(文化観光部、4/29)
- ✓ 自動車製品の拡大生産者責任試行実施方案の発表に関する工業情報化部、科技部、財政部、商務部の通知(工業情報化部等、6/9)

全人代可決の法律

- ✓ 中華人民共和国海南自由貿易港法(全人代、6/10)
- ✓ 中華人民共和国印紙税法(全人代、6/10)
- ✓ 中華人民共和国反外国制裁法(全人代、6/10)

■ 注目トピックス

全国人民代表大会で『データ安全法』可決 政府や企業のデータ管理を強化

第 13 期全国人民代表大会(国会に相当。以下、全人代)常務委員会は 2021 年 6 月 10 日に開催した第 29 回会議で、『中華人民共和国データ安全法』(以下、『データ安全法』)を公布しました。『データ安全法』は中国のデータの取り扱いにかかわる初めての包括的な法律であり、2021 年 9 月 1 日より施行します。

2017 年施行の『インターネット安全法』や、同法の行政規則である『サイバーセキュリティー審査弁法』(2020年6月施行)に加え、審議中の『個人情報保護法』も含め、一連の法令規則は中国におけるデータ管理の法的枠組みの柱になるとみられています。

全人代は昨年7月に『データ安全法(草案)』2を公布し、意見募集を開始しました。『データ安全法』の方針は草案と概ね一致していますが、一部文言を微調整したり、内容の追加な みずは中国WoChat公式では、

どが行われました。また、草案と比べ、『データ安全法』では違反行為への罰則を強化し、罰金金額を引き上げました。適用対象となるデータは草



http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/7c9af12f51334a73b56d7938f99a788a.shtml

¹ 中国語原文は以下の URL よりダウンロードできます。

² その詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 514 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

^{⇒ &}lt;a href="https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0566-XF-0105.pdf">https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0566-XF-0105.pdf

案と同じく、電子的データに加え、非電子的データが含まれています。一方、「国はデータ安全審査制度を構築し、国の安全に影響を与える、または影響を与える可能性のあるデータ活動について、国の安全審査を実施する」としていますが、具体的な審査手続き等は明確にされていません。外資系企業にとっては、業務運営やデータ利用に支障が出ないよう、同法及び関連法令規則の実務運用などをフォローし、自社の状況によって重要データのリスク評価、輸出管理制度の構築等により慎重に対応する必要があると思われます。

『データ安全法』の主要内容及び変更点については、以下の通りです。

【図表】『データ安全法』の主要内容及び変更点(抜粋)

ポイント	主な内容	変更点
域外適用	✓ 域外に展開されたデータ処理活動は、中国の国の安全、公共の利益また は公民、組織の合法的な権益に損害を与えた場合、法律に基づいて責任 を追及する(第2条)	文言調整
データ処理 の定義	✓ データ処理とは、データの収集、保存、使用、加工、提供、移動、提供、 公開などの行為を指す(第3条)	文言調整
業界の自主 規制強化	✓ 業界団体は定款や法律に基づき、データ安全行為規範及び業界基準を策定し、会員によるデータ安全の保護強化を指導する(第10条)	追加
業界協力の支持	✓ 国はデータ安全リスクの評価や防止、対策等の面における関係部門、業界団体、企業、教育・研究機関等の協力展開を支持する(第18条)	追加
取引市場の育成	✓ 国はデータ取引管理制度を構築、健全化し、データ取引市場を育成する (第19条)	変更なし
データ統制強化	 ✓ データの改ざんや漏洩、不正利用などが発生した場合の危害の程度に応じ、政府がデータを国家安保の観点からランク付けし、重点的に保護するデータ目録などを作る ✓ 国の安全や国民経済、重要な民生、重大な公共利益等に係るデータは国の中核データに該当し、より厳格な管理制度を実施する(第21条) 	追加あり
規制対象データ に輸出制限	✓ 国は、国の安全と利益の保護や国際的義務の履行に関連する規制対象品目に該当するデータにつき、法に基づき輸出規制を実施する(第25条)	文言調整
制裁に対等の 対抗措置	✓ 外国政府などが投資や貿易分野のデータ利用などで中国に差別的な制限・禁止措置をとれば、相応の対抗措置を講じられる(第26条)	変更なし
データ処理業務 展開に許可制	√ データ処理等のサービスを提供する事業者は、法に基づき経営許可を取得しなければならない(第34条)	届出の記 述を削除
外国機関へのデ ータ提供に規制	中国の主管機関の許可を得ず、域内の組織、個人は国外の法執行機関に対し、中国域内に保存されたデータを提供してはならない(第36条)	文言調整
	✓ 関連主管部門は苦情者、告発者の情報を保護し、苦情者、告発者の合法 的な権益を守らなければならない(第12条)	追加
政府部門等の	✓ 国の機関が法の定める職責を履行するために、データを収集し使用する場合は、職責の範囲内で、法令規則で定められた条件とプロセスに従って行わなければならない。職責履行中に知った個人情報、営業秘密、ビジネス上の秘密情報を保護しなければならない。漏洩または法に反した第三者への提供を禁止する(第38条)	追加あり
秘密保持義務	 ▼ 国の機関が第三者に、電子政府関連システムの構築、保守、政務関連データの保存、加工を依頼する場合、厳格な承認プロセスを経て、かつ依頼先が適切なデータの安全に係る保護義務を果たすことを、監督しなければならない ▼ 依頼先が無断で政務関連データを保存、使用、漏洩または第三者に提供することを禁止する(第40条) 	文言調 整、追加 あり

(『データ安全法』に基づき、中国アドバイザリー部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

『文化・観光業の第14次五カ年発展計画』の発表に関する文化観光部の通知

(原文:文化和旅游部关于印发《"十四五"文化和旅游发展规划》的通知)

文旅政法発 [2021] 40 号

文化観光部 2021 年 4 月 29 日公布

【主要内容】

- ➤ 第14次五カ年計画(2021~25年)等に基づき、文化・観光業の第14次五カ年計画(2021~25年)期間の発展計画を策定した。文化・観光業の発展は内需喚起と雇用拡大を旨とする国内大循環や、国内外経済が互いに促進し合う「双循環」という成長戦略にとって重要な位置づけである
- > 期間中の文化施設建設について、2025年までに「国家級」に分類される「文化生態保護区」を30カ所、「無形文化遺産館」を20カ所新設する。国内の文化施設(公共図書館、文化会館、美術館、博物館、劇場やコンサートホールなど)の数を7万7,000カ所に増やし、文化施設の利用者数は年間延べ48億人とする
- ➤ インターネットとの融合により文化施設のデジタル化を促し、スマート図書館の建設、クラウドによるカルチャー・サービスの提供を推進する
- > 「国家級」文化施設の建設計画について、国家美術館、中国工芸美術館(仮称)、故宮博物院北院、 国家図書館国家文献戦略備蓄庫、中国歌劇舞劇院新劇場の建設、中国国立中央バレエ団業務用施設の 拡張、中国芸術研究院の増改築、北平図書館旧館の改修などが挙げられる
- ▶ 中国(深圳)国際文化産業博覧会、中国観光産業博覧会、中国(武漢)文化観光博覧会、中国西部文 化産業博覧会、中国義烏文化・観光商品取引博覧会、中国国際インターネット文化博覧会、中国国際 アニメ・ゲーム博覧会、中国-ASEAN博覧会・文化観光展などを開催する
- ▶ 国家文化・観光消費モデル都市は30カ所に達し、地域の文化・観光消費中心都市60カ所、「国家級」 夜間文化・観光消費集積区域200カ所以上を建設することを目標に掲げる
- ▶ 有給などの休暇制度の浸透を推進し、夜間観光及び休暇経済(Holiday Economy)を発展させる
- ▶ クルマ旅、癒しの旅、スキー・スノボツアー、高齢者向けツアーなど多様な需要に応える観光サービスの発展に取り組み、観光地におけるサービス施設の整備に注力する
- ➤ コンセプトホテルや特色のある宿泊・民泊施設の供給を増やす。グルメ、食文化等との融合により、 観光商品の質を高める
- ➤ 国際的競争力、影響力のある中堅旅行会社、特色のある中小旅行会社を育成する
- ▶ インバウンドについて、海外にある中国文化センターを55カ所に増やし、観光客の誘致を積極化する
- 文化産業の政策について、外国政府との意思疎通メカニズムの整備に取り組み、文化・観光業における国際協力の3年間行動計画を実施する
- ▶ 姉妹都市など都市間文化・観光協力及び交流活動の展開を強化する。企業や業界団体、基金などによる多様な民間交流の実施を支援する
- ▶ 歴史遺跡修復、考古学共同調査、展示協力等のプロジェクトを展開し、出展文化財の質向上に注力する
- > アジア観光促進大会を開催し、世界遺産紀行及び観光客向けイベントに関する観光サービスを開発する。アジア世界遺産保護連盟を組成し、保護ルールを策定する
- 新技術と新素材による文化・観光関連設備での応用を強化する
- 長城、大運河、長征、黄河等の国家文化公園の建設を推進し、重要な意義、影響、テーマ性を持つ文化財と文化資源を統合する
- ▶ 条件を満たす文化・観光企業の起債、上場を支持する。文化・観光分野におけるPPPによる官民連携を 推進する。文化・観光関連インフラ施設を不動産投資信托(REITs)の試行対象に盛り込む

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://zwgk.mct.gov.cn/zfxxgkml/ghjh/202106/t20210602 924956.html

産業政策

自動車製品の拡大生産者責任試行実施方案の発表に関する工業情報化部、科技部、財政部、商務部の通知 (原文: 工业和信息化部 科技部 财政部 商务部关于印发汽车产品生产者责任延伸试点实施方案的通知)

- 工信部聯節函 [2021] 129 号
- 工業情報化部等 2021 年 6 月 9 日公布

【主要内容】

- 『拡大生産者責任制度の推進方案の発表に関する国務院弁公庁の通知』(2017年1月3日公布)の方針を着実に実行し、自動車製品の分野において拡大生産者責任制度導入を加速させるため、『自動車製品における拡大生産者責任試行実施方案』を発表した。同方案は全面的導入が可能な自動車製品の拡大生産者責任制度の確立や資源利用率の向上を図るものである
- ▶ 試行期間は2年間とされる。2023年まで、普及可能な自動車メーカーを責任主体とする自動車リサイクルモデルを確立する。廃車の資源総合利用率を75%、自動車のリサイクル率を95%、重要部品の再生材料利用率を5%以上に引き上げることを目標に掲げている
- 試行内容については①リサイクルシステムの構築、②資源総合利用の展開、③グリーンサプライチェーンへの取り組み、④情報公開の強化が挙げられる。主な内容は以下の通りとなる
 - ① 自動車メーカーが自主回収、委託回収或いは共同回収などのモデルを採用し、廃車及び部品のリサイクルネットワーク及び管理体系を構築することを模索する。自動車メーカーは自らネットワークを作って廃車のリサイクル業務(自主回収)を行う場合、相応の資格を取得しなければならない。買い替えや点検キャンペーンなどの実施を奨励する
 - ② 自動車メーカー等が研究開発機関と連携し、廃車解体及び部品等の事前選別の高度化、「五大アセンブリ」(エンジン、ステアリング、トランスミッション、アクスル、シャーシ)等部品の再製造、動力蓄電池等の再利用などに関する研究開発を行うことを奨励し、廃車の資源総合利用のレベルと付加価値の向上を図る
 - ③ グリーン調達を推進し、グリーン部材のサプライヤーの評価体制を構築する。車体及び部品の軽量化技術の研究開発を加速させる。生産過程におけるエネルギー消費及び汚染物排出の削減、廃棄物のリサイクルと無害化処理を強化する
 - ④ 自動車メーカーは重要部品に対するトレーサビリティを強化し、関連規定に従い動力蓄電池のリサイクル管理上の主体責任を履行しなければならない。インターネットを通じ自動車メーカーの責任履行情報の公開と共有体制を構築する
- 試行作業への参加申請について、自動車メーカーは試行対象の主体として申請を行う。自動車メーカーが関連企業(出資先となる中国域内の自動車メーカー)、或いは廃車の回収・解体、資源総合利用(再製造を含む)を手掛ける企業等と共同申請することを奨励する
- 参加条件について、自動車メーカーや廃車の回収・解体、資源総合利用を手掛ける企業には直近3年間に重大な安全、環境汚染事故が発生していなかったなどが挙げられる
- ▶ 試行作業終了後、工業情報化部は科学技術部、財政部、商務部とともに試行対象となる企業に対し評価を実施し、経験とノウハウを共有した上で、全業界で普及させる
- ▶ 自動車リサイクルにおけるグリーンローンやグリーンボンド、グリーン保険の活用、PPPによる官民連携の支援、優遇政策の享受等への取り組みを強化する
- グリーン部品の評価、廃車の回収・解体、部品の事前選別、自動車用材料の再利用、廃棄物の処理、 再製造などに関する基準作りに注力する

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/zbgy/art/2021/art_41ae7b048792416ca167bde07368475f.html

全人代可決の法律

中華人民共和国海南自由貿易港法

(原文:中华人民共和国海南自由贸易港法) 全人代 2021 年 6 月 10 日公布·実施

【主要内容】

- ▶ 域外と海南自由貿易港の間で、貨物を自由に輸出入することが可能である。但し輸出入が禁止・制限される貨物リストに記載されたものを除く。国務院の商務主管部門は国務院関係部門、海南省とともにリストを策定する
- ▶ 海南自由貿易港から中国本土への貨物移動は原則として、輸入と見なし関連手続きを行う。中国本土 から海南自由貿易港への貨物移動等については、国内流通関連規定に従い管理を行う。国務院関係部 門は海南省とともに具体的な規則を策定する
- ▶ 環境保護、安全生産などの要件を満たすことを前提に、輸出入貨物に対し保管期限を設けず、保管場所を自由に選ぶことが可能である
- サービス貿易に対しネガティブリスト管理制度を実施し、リスト以外のサービス貿易につき「国内外一致」の原則に基づき管理を行う。国務院の商務主管部門は国務院関係部門、海南省とともにリストを策定する
- 外商投資に対し参入前国民待遇+ネガティブリスト管理制度を実施し、審査承認手続きを大幅に簡素 化する。国務院関係部門は海南省とともに海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリスト3を策定する
- 全島において関税が撤廃される際、増値税や消費税、車両購入税、都市維持建設税及び教育費付加などを統合し、貨物及びサービスの小売段階で売上税を課する。関税が撤廃された後、税制を更に簡素化する
- 全島において関税が撤廃された後、国務院の財政部門は国務院関係部門、海南省とともに関税が課される輸入品につきリストを策定する。海南自由貿易港が輸入したリスト以外の貨物につき、関税が免除される。全島において関税が撤廃されるまでの期間、一部の輸入品に対し、関税や輸入増値税、消費税を免除する。海南自由貿易港から輸出された貨物に対し、輸出関税を課する
- ➢ 海南自由貿易港から中国本土への貨物移動は原則として、輸入と見なし関税を課する。しかし、奨励 類産業の企業が国内の原材料で生産した製品や、輸入原材料の加工で付加価値が一定の割合を超えた 製品を中国本土に出荷する際、関税は免除される。国務院関係部門は海南省とともに具体的な規則を 策定する⁴
- 中国本土から海南自由貿易港への貨物移動につき、完納の増値税と消費税は規定通りに還付される
- 全島において関税が撤廃されるまでの期間、国内観光客が島内で購入した免税品につき、規定通りに輸入関税や輸入増値税、消費税が免除される。全島において関税が撤廃された後、海南自由貿易港と中国本土間の貨物輸出入に関する課税規則につき、国務院関係部門は海南省とともに策定する
- 海南自由貿易港における条件を満たす企業と個人に対し、所得税の優遇措置を実施する。
- ▶ 洋浦港を船籍港とし、特殊な船舶登記制度を実施する。以遠権、ゲージ権を含む運輸権の付与を拡大する
- > 入国査証(ビザ)免除の適用対象や、滞留時間を段階的に拡大する。外国籍人員の就労許可について、 ネガティブリスト管理を実施し、在留制度に関する規制を緩和する
- ▶ 海南自由貿易港では外商投資安全審査制度を実施し、国の安全に影響を与える、または影響を与える可能性のある外商投資に対し安全審査を実施する
- ▶ 本法は公布日より実施する

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/eec9070dd18e4b0190cd2abb9345442d.shtml

³ 海南自由貿易港外商投資参入ネガティブリスト(2020年版)については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第534号をご参照 ください。 以下のURLよりダウンロードできます。

[⇒] https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0586-XF-0105.pdf

⁴ 海南自由貿易港奨励産業目録(2020 年版)については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 537 号をご参照ください。 以下の URL よりダウンロードできます。⇒ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0589-XF-0105.pdf

全人代可決の法律

中華人民共和国印紙税法

(原文:中华人民共和国印花税法)

全人代 2021 年 6 月 10 日公布、2022 年 7 月 1 日実施

【主要内容】

- ▶ 貸借契約(銀行等の金融機関と借入者の間に締結されるもの。銀行間取引を含まない)、売買契約、 技術契約と証券取引の税率につき、現行の水準に据え置き、それぞれ0.005%(貸借金額)、0.03%(代金)、0.03%(代金、報酬、使用料)、0.1%(取引金額)とする
- ▶ 請負契約、建設工事契約、輸送契約の税率を0.05%から0.03%に引き下げる
- 営業帳簿の税率を0.05%から0.025%(払込資本金と資本積立金の合計)に引き下げる5
- ▶ 商標権や著作権、特許権、ノウハウ使用権等の権利譲渡文書の税率を0.05%から0.03%に引き下げる
- ▶ 権利証、許可証明書に対し1件毎に5元の印紙税を徴収するとの規定を撤廃した。政府部門が発行した 不動産権利証明書や土地使用証、工商営業許可書、商標登録証、特許証書が適用対象となる
- ▶ 証券取引印紙税が(国務院)部門規則より格上の法律の適用対象に盛り込まれたことにより、証券取引印紙税の調整権限は国務院(財政部、税務総局、証券監督管理委員会)から全人代に移行される
- ▶ 本法は2022年7月1日より実施する。これに伴い国務院が1988年8月6日に公布した『中華人民共和国印紙税暫定条例』は廃止となる

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/ac04259fbbc24b9581156b81d3c76275.shtml

中華人民共和国反外国制裁法

(原文:中华人民共和国海南自由贸易港法) 全人代 2021 年 6 月 10 日公布·実施

【主要内容】

- 外国が国際法や国際関係の基本準則に違反し、各種の口実や自国の国内法を根拠に中国に対する抑え込みや締め付けを行い、中国の国民、組織に対して差別的制限措置を講じ、中国の内政に干渉する場合、中国は相応の対抗措置をとる権利がある
- > 差別的制限措置の策定・決定・実施に直接的または間接的に関与した個人及び組織を対抗リストに載せることが可能である。これに加えて、対抗リストに載せた個人の配偶者や直系親族、対抗リストに載せた組織の上級管理者または実質的支配者、対抗リストに載せた個人と組織の関係組織などに対抗措置を講じることも可能である
- 対抗措置については、①ビザ不発給、入国不許可、ビザ取消または国外退去、②中国国内の動産、不動産及びその他各種財産の差押えや凍結、③中国国内の組織及び個人との取引や協力などの禁止または制限などが挙げられる
- ▶ 国内の組織及び個人は国務院の関係部門が講じる対抗措置を執行しなければならない。
- ▶ いかなる組織及び個人も外国が中国の国民及び組織に対して講じる差別的制限措置を執行してはならず、またはこれに協力してはならない。いかなる組織及び個人も対抗措置を執行しない、または実施に協力しない場合、法に基づき法的責任を追及される
- 外国の制裁への対抗措置について、商務部が1月に『国家安全法』に基づき公布・施行した行政規定『外国の法律及び措置の不当な域外適用の阻止弁法』があるが、本法は法律として同規定を補完するもの
- 本法は公布日より実施する

http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202106/d4a714d5813c4ad2ac54a5f0f78a5270.shtml

(各公開資料に基づき、中国アドバイザリー部作成)

 $^{^5}$ 2018 年 5 月 1 日より、0.05%の税率を適用する資金帳簿に対しては印紙税を半減して徴収し、一件毎に 5 元の印紙税を徴収するその他の帳簿に対しては印紙税が免除されている

【照会先】

担当者:中国アドバイザリー部 張巍 Tel : 021-3855-8888 (Ext:1185)

E-mail: uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

- 1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではございません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではございません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
- 2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
- 3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではございません。また、 引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明す るものではございません。
- 4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。